

2. 地租改正と土地所有権

高山 隆 三(慶応大学)

課題

本報告の課題は、地租改正に際し、家族内の誰に土地所有権¹地券名義がきめられたかを事態に即して明らかにすることである。

これまで、地租改正に際し、土地所有権は地主に与えられ、直接

的耕作者である小作人に与えられなかったという視点から、この土地所有権の帰属問題と地租改正の性格が論じられてきたところである。本報告では、土地所有権がどのような階層に帰属したかを取り上げるものではない。この点に関して結論だけ云うならば、本報告の対象である長野県諏訪市湖南・南真志野では、地券の交付をめぐる紛争はこれまでの調査で接した資料からは見出されない。土地の賃借、所有関係の裏態が、地券交付による「私的土地所有権」の法認を受け入れるほどに成立されていたものと推察されるのである。

本報告で問題とする点は、地券が家族内の誰の名義で実際に交付されたかということである。この点に関しては、土地所有権¹地券が個人に属するものか、「家」に帰属するものであるかをめぐって、太政官、大蔵省と内務省、司法省の間で論議をよんだことは、福島正夫氏の労作^{注1}によって明らかにされたところであるが、地券が実際に誰に交付されたのかは明らかではない。戸主のみであるのか、戸主以外の家族員、たとえば、分家予定の二、三男、あるいは隠居にも交付されたのか、また、地券が戸主に交付されたとしても、その戸主とはいかなる性格であるのか。戸主が養子である場合に、無条件で、地券の名義人となりえたか否か。さらに、地租改正の時期は徴兵令施行の時期であり、戸主・養子は、徴兵を免除されることから、一般的には、養子縁組がさかんに結ばれたといわれるが、形式的に養子が戸主である場合に、地券名義を養子にすることがあったのか。

即ち、つきつめれば、地券が個人に属するか家に属するかということになるとしても、地券の交付、その名義は、村落段階で実際にとどのように処理されていたのかということが問題である。このことは、地租改正によって私的土地所有権が法認されたとはいえず、その所有権の内実にかゝわる問題を示すものといえよう。

分折

I 壬申戸籍による土地所有者の検出。

II 戸主の性格

III 相続・隠居・分家

IV 必ずび 家と土地所有

注1 福島正夫「日本資本主義と『家』制度」一九六七年

注2 土地所有権に関する内務省・司法省の見解を参考として示せば次のようである。

(イ) 明治八年二月十九日 内務省より太政官への伺。

「第一条 地券ハ概シテ其家ト人トヲ區別ス可キ者ニ無之戸主名受ケノ地券ハ其家ニ属シ戸主ニ非サル名受ケノ地券ハ其人ニ属ス

第二条 戸主タル養子離縁ノ時其身戸主タリシ時受ケ得タル地券ハ其儘実ニハ持帰ルヲ得ス」 (福島・前書一四二頁)

(ロ) 明治九年二月二三日 司法省より大政官への伺

「…特ニ戸主ノ法アリテ戸主ニ戸主ヲ立テ一戸籍中ノ者ハ家族ト

称シ其戸主ノ管轄保護ヲ受クニ財産ヲ分チ隠居シタル父母ノ養育科トシ或ハ子弟ニ別事業ヲ為サシムルモ戸籍ヲ分チテ別家ヲ為ササルニ於テハ法律上ニ対シ右ノ訳ヲ以テ戸主ノ財産ニ非サルコトヲ陳述スル事ヲ得サル定規ナリ故ニ若シ地方ニ於テ過テ戸主ニ非サル者ニ地券ヲ与フルコトアルモ法律上ニ於テハ則チ戸主ノ所有ト看做スハ当然ノ事ナリトス」 (同上・一四六頁)

(イ) 同上伺に対する五月一日の太政官の回答。

「伺ノ趣地券ハ其戸主ト否トヲ論セス之ヲ授与スル者トス故ニ過テ之ヲ子弟ニ与ルニ非ス

地券ヲ得タル隠居若クハ子弟ハ各自其地所ヲ所有スルノ權ヲ享受スル者ニシテ仮令上其戸主身代限之処分ニ至ルモ之レニ及フ事ヲ得サルモノトス……」 (同上・一四七頁)